令和6年度予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

〇政府予算の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業等(令和5年8月に公表済み)の再掲

【船舶建告事業】

事 業 名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター1機搭載 型巡視船(PLH型)1 隻建造 海上保安庁	182		整備しようとするヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 梶田 智弘)
1,000トン型巡視船 (PL型:ヘリ甲板 付)4隻建造 海上保安庁	384		整備しようとする1,000トン型巡視船(PL型:ヘリ甲板付)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 梶田 智弘)
1,000トン型巡視船 (PL型)1隻建造 海上保安庁	89		整備しようとする1,000トン型巡視船(PL型)は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視採証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 梶田 智弘)

[・]供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

【海工队久日旬池区		供用後の				評価	
事 業 名 事業主体	総事業費 (億円)	維持管理 費 (億円)	事 事未計画 事		事業計画 の効果	その他	担当課(担当課長名)
羽田航空基地等の基 地移転 海上保安庁	106	21	107	100	110	羽田航空基地及び羽田特殊救難基地は、我が国周辺海域における監視警戒及び海 難救助等に対応する重要な拠点であるが、同基地が位置している旧整備場地区は 冠水対策の嵩上工事のため移転を実施するもの。 また、新たに訓練施設を整備するもの。 以上により海上保安能力の維持向上を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 和田 真一)

- ・事業計画の必要性ー既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性-採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業 として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果 -通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
- ※採択要件:事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。

巡視船艇整備事業 評価書

令和6年度					新規事業採択時評価					
主米 2		担当課	船舶課	事業	国土交通省					
事業名(箇所名)	ヘリコプタ―1機搭載型巡視船(PLH型)1隻建造	担当課長名	梶田 智弘	主体	海上保安庁					
事業内容	ヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)1隻の建造及び就役									
配備管区及び主な活動海域	調整中									
整備期間	開始 令和6年度	完了	令和9年度							
総事業費 (億円)	約182億円		•	•						
運用開始年度	令和9年度									
耐用年数	25年									
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役									
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保す		全 保							
事業の効果分析										
(1)必要性・緊急性	①必要性	た、治安の確保、統 -1機搭載型巡し 154年度に就役 154年度に就し、 島・遠方海域で ター1機搭載型巡 に深刻な故障・不見 のの危険に直結す	毎難救助等の業務 船(PLH型)を建造 、平成24年度には 内各所に不具合が 生する事案に的確 視船(PLH型)を早 具合が発生した場	を担っている し、主に遠距 い命工事を 多発している とは対応する 急に整備し、 合、業務対応	。海上保安庁では、新海 離海域における監視取締 実施したものの、令和9年 る状況に加え、我が国周辺 ため、荒天航行能力、捜 代替する必要がある。 5が困難となることに加え、					
(2)事業の効果	本事業でヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)を ①代替更新による故障件数の減少により安全性及 ②速力の向上により、対象船舶の的確な追尾、よ ③昼夜を問わない広域的な監視採証能力を得る。 ④陸上部署、他の船艇、航空機との情報共有及び ⑤付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意 ⑥厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能	なび稼働率を向上 り広範囲な監視か とができる。 『情報処理を向上 、思伝達ができる	させることができる ができる。 させるための情報 能力を得ることがで	処理機能を						
(3)主たる効果の抽出	整備しようとするヘリコプター1機搭載型巡視船(P 能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有してい 難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図	ることから、我が								
事業の総合評価	事業内容及び評価結果が適当であると判断。									

【ヘリコプタ―1機搭載型巡視船(PLH型)1隻】



【ヘリコプター1機搭載型巡視船(PLH型)1隻の老朽化の状況】



巡視船艇整備事業 評価書

令和6年度	ı					新規事業採択時評価
□ □ 和□牛皮			担当課	船舶課	声	国土交通省
事業名(箇所名)	1,000トン型巡視	l船(PL型:ヘリ甲板付)4隻建造	担当課長名	梶田 智弘	事業 主体	海上保安庁
事業内容	1,000トン型巡視	!船(ヘリ甲板付)4隻の建造及び	就役		l	
配備管区及び主な活動海域	調整中					
整備期間	開始	令和6年度	完了	令和9年度		
総事業費 (億円)	約384億円					
運用開始年度	令和9年度					
耐用年数	25年					
本事業に関連する事業						
政策(施策)目標		で安心できる交通安全の確保、 交通の安全と海上の治安を確保		の確保		
事業の効果分析						
(1)必要性・緊急性						
	が、1,000トン型 治安の確保、リー 治安の確保へリー 場に、まするらゆる事態 の 変と、 数急性 会と、 の と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	海上犯罪の取締りといった普遍巡視船(PL型:ハリ甲板付)は、「 難救助、海上防災等の海上保: 板付)の整備を進めていく必要、 辺海域の情勢が一層緊迫化して 下「中国海警船」という。)の大き 退への対処も念頭に、これらに対 海域では、中国海警船がほぼぞ 操業等を行う日本漁船に中国 と閣領海警備体制の強化を図る	耐航性、動揺安 安業務全般を担 がある。 いるなか、海上 型化・武装化やり 対応できる巡視網 毎日確認され、令 毎警船が近づ	定性、長期行動能 ら主力船型であり 保安能力強化に関 増強に加え、中国 公を整備する必要 原海侵入も繰り返っ うとする事案が多	がある。 されていること 大きれる方針に はないである。 されていること されていること	とから、海洋権益の保全、力を有する1,000トン型巡視に基づき、中国海警局に所で型中国漁船の大量来航な
(2)事業の効果	 昼夜を問わ 厳正かつ的 付近通航船 陸上部署、 	、ン型巡視船(PL型:へリ甲板付) ない広域的な監視採証能力を移 確な法執行活動が可能となる対 舶に対し、昼夜を問わず視覚的 他の船艇、航空機との情報共有 有することにより、ヘリコブターと	得ることができる 見制能力を得るこ に意思伝達が 及び情報処理を	。 ことができる。 できる能力を得るこ を向上させるため <i>0</i>	ことができる D情報処理	。 能力を得ることができる。
(3)主たる効果の抽出	制圧能力、意思	51,000トン型巡視船(PL型:ヘリ 伝達能力、情報処理能力等を 、海上防災等の事案対応体制(有していることか	いら、我が国周辺海		
事業の総合評価	事業内容及び記	平価結果が適当であると判断。				_

【1,000トン型巡視船(PL型:ヘリ甲板付)】



巡視船艇整備事業 評価書

令和6年度	ı					新規事業採択時評価						
事类点 (学 配点)	1 000L 3 .#I.W.	用外/内 刑 4 件 7 本 生	担当課	船舶課	事業	国土交通省						
事業名(箇所名)	1,000トノ空巡↑	児船(PL型)1隻建造	担当課長名	梶田 智弘	主体	海上保安庁						
事業内容	1,000トン型巡視船(PL型)1隻の建造及び就役											
配備管区及び主な活動海域	調整中	調整中										
整備期間	開始	令和6年度	完了	令和9年度								
総事業費 (億円)	約89億円	約89億円										
運用開始年度	令和9年度											
耐用年数	25年											
本事業に関連する事業												
政策(施策)目標		全で安心できる交通安全 自交通の安全と海上の治		安全の確保								
事業の効果分析												
(1)必要性•緊急性												
	るが、1,000トンの催保、1,000トンの催保、1,000トンの確保、決定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	型巡視船(PL型)は、耐 敗助、海上防災等の海」 備を進めていく必要があ り強化に関する方針に基 災害等への対応等の重 テロ事件が多発しており、 があり、 鉄籍とみられる高速艇が いる。さらに、尖閣諸島周 海警局に所属する船舶等	航性、動揺安定性 に保安業務全般を打 でき、原発等への対応体 、現下のテロ情勢に いてはし、外・銃のよい で海域の情勢が一 に対し、関語に で必要な業務を支	、長期行動能力をもります。 見主力船型であ数で、 まいる強化するため は依然として非常には はなる違のを化して操業のない。 はなる違のををした。 はなる違のをないる。 高層辺と域にに集める。 を関辺を済行し、かつまた。 はなる違いをはに集合でなる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	することがすった。 することがようでは、 かい、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 な	共通する基本の業務であ た。、海洋権益の保全、治安 力を有する1,000トン型巡視 こよる違法操業、住民避難 されできる巡視船を整備す にある。また、日本海有数 の取もいまれ朝鮮への 取生してのいるがのいるが 変・重大事変が同時に発生 は、できる巡視船を整備す						
(2)事業の効果	本事業で1,000	トン型巡視船(PL型)を割	を備することにより、	期待される業務上	の効果は以	下のとおり。						
	① 昼夜を問わ	つない広域的な監視採証	能力を得ることがで	できる。								
	② 厳正かつ的	内確な法執行活動が可能	となる規制能力を	得ることができる。								
	③ 付近通航船	沿舶に対し、昼夜を問わ ^っ	ず視覚的に意思伝	達ができる能力を得	导ることができ	きる。						
	④ 陸上部署、 る。	他の船艇、航空機との作	青報共有及び情報	処理を向上させるた	とめの情報処	理能力を得ることができ						
	10000	νーン、災害対応スペース きた、同スペースは、被災			員▪救援物資	等の輸送能力を得ること						
(3)主たる効果の抽出	力、意思伝達的		有していることから	ら、我が国周辺海域		、監視採証能力、制圧能 洋権益の保全、治安の確						
事業の総合評価	事業内容及び	評価結果が適当であると	≃判断。									

【1,000トン型巡視船(PL型)】

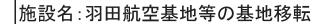


海上保安官署施設整備事業 評価書

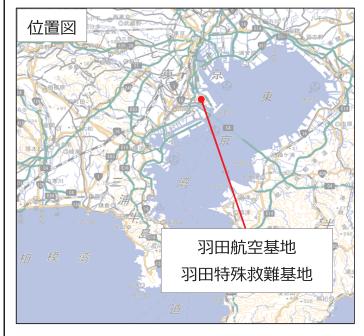
令和 6 年度	新規事業採択時評									
事業名(箇所名)	羽田航空基地等		坛	担当課	施設補給認		国土交通省			
学术4(固加4)	(東京都大田区))		担当課長名	和田 真一	- 主体	海上保安庁			
実施箇所	東京都大田区									
事業諸元		・格納庫 構造S-1、規模約7,450㎡ ・庁舎等(羽田航空基地及び特殊救難基地) 構造RC-5等、規模約5,200㎡								
事業期間	令和6年度~令	和8年度								
総事業費(億円)	約106億円									
政策(施策)目標	政策目標:安全 施策目標:船舶:				そ全の確保					
計画概要	する重要な拠点 実施するもの。	羽田航空基地及び羽田特殊救難基地は、我が国周辺海域における監視警戒及び海難救助等に対応 する重要な拠点であるが、同基地が位置している旧整備場地区は冠水対策の嵩上工事のため移転を 実施するもの。 また、新たに訓練施設を整備する。								
	評点				必要性の主	<u>な根拠</u>				
事業計画の必要性	107点	į	区画整理等	等で早く立ち退か	ないと妨害と	なるもの。				
	評点		合理性の主な根拠							
	100点	į	他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。							
事業計画の合理性										
			基準年度: 令和 年度							
	c' –c	_	C':代替案	ミの総費用(LCC	;)(億円)					
			C:事業案	の総費用(LCC)(億円)					
			業務を行うための基本機能(B1)							
	評点		効果の主な根拠							
	110,	Ħ.	適切な構造、規模として計画されている。							
			施策に基づく付加的機能(B2)							
	評価		主な取り組み							
事業計画の効果	社会性 (地域性)	С								
	環境保全性 (環境保全性)	С								
	環境保全性 (木材利用促進)	С	一般的な取り組みが計画されている。							
	機能性	С								
	機能性(防災性)	С								
その他	事業内容及び評価結果が適当であると判断。									

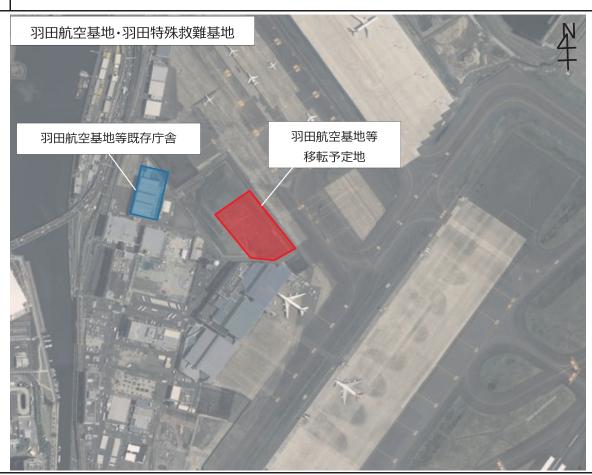
- (備考)事業採択要件:「事業計画の必要性」、「事業計画の効果」に関する評点が100点以上、「事業計画の合理性」に関する評点が100点であること。

 ・事業計画の必要性一既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
 ・事業計画の合理性一採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
 ・事業計画の効果 一通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標



事業場所:東京都大田区





事業計画の評価内訳

1. 事業計画の必要性

計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	点	i
②狭あい	点	i e
③借用返還	5点	i
④分散	点	i
⑤地域連携	90点	i
⑥立地条件の不良	6点	i
⑦防災機能に係る施設の不備	点	i
⑧施設の不備	6点	i l
⑨法令等	点	i
1 1+2+3+4+5+6+7+8+9	計 107点	i
●新規施設の場合		
①法令等	点	i
②新たな行政需要	点	l l
③機構新設	点	i e
1' 1+2+3	計点	
加算点	点	<u>i</u>
評点(イまたはイ'+加算点)	107点	

2. 事業計画の合理性

評価項目	評点	評価の根拠
他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される

3. 事業計画の効果

3. 事業計	画の効果 あんしゅう しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう										
	業務を行うための基本機能(B1)										
分類	項目	係数	評価の根拠								
	①用地の取得・借用	1.00	用地を取得等できる具体的な見込みがある。								
	②災害防止•環境保全	1.10	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。								
位置	③アクセスの確保	1.00	施設へのアクセスに支障が無いか、又はその支障は全て解消する見込みである。								
	④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	1.00	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。								
	⑤敷地形状等	1.00	敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。								
イ ①×②×	3×4×5	1.10									
規模	①建築物の規模	1.00	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。								
7九1天	②敷地の規模	1.00	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。								
□ ①×②	計	1.00									
構造	①機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)	1.00	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。								
ハ ①	it it	1.00									
	評点(イ×ロ×ハ×100)	110点									

施策に基づく付加機能(B2)									
分類及び評価項目	評価	評価の根拠							
社会性(地域性)	С	一般的な取組が計画されている。							
環境保全性(環境保全性)	С	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な取組が計画されている。							
環境保全性(木材利用促進)	С	一般的な取組が計画されている。							
機能性(ユニバーサルデザイン)	С	一般的な取組が計画されている。							
機能性(防災性)	С	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。							

事業計画の必要性に関する評価指標

計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

●建替等の場合	1±	T				T			I 144 -tv I
計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考した。
	施設の老朽(現存率)	50%以下	60%以下	70%以下	80%以下				気象条件の極めて過酷な場所にある場合は、左記に基づく評点に10点加算する。
老朽	構造耐力の著しい低下	経年、被災等により構造耐力が著し く低下し、非常に危険な状態にある もの							
狭あい	庁舎面積(面積率)	0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素としない。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即 刻立退が必要なもの		期限付き立退要求の もの		なるべく速やかに返 還すべきもの		
IB/II/ACAE	借料が高額等の事情に より返還すべき場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返 還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困 難			2ヶ所以上に分散、相互距離が 1km以上で(同一敷地外)、業務 上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が 300m以上で(同一敷地外)、業務 上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
	都市計画の進捗	周囲が区画整理等施行済みで当該 施行分のみ未施行となっているもの	区画整理等施行中 で早く立ち退かない と妨害となるもの		区画整理等が事業 決定済みであるもの (年度別決定済み)			区画整理等が計画決定済みであるもの	次に該当する場合は、主要素と従要素に区分した上で得られる評点(従要素の場合は評点の10分の1。該当する理由がない場合はの点)に、次のいずれかを加算し、当該計画理由の評点とする。・シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事
地域連携	地域性上の不適			都市計画的にみて地域性上著しい障害のあるもの又は防火地域 若しは準防火地域にある木造建 築物で延焼の可能性が著しく高 いもの		都市計画的にみて地域性上障害 のあるもの又は防火地域若しくは 準防火地域にある木造建築物で 延焼の可能性が高いもの		都市計画的にみて地域性上好ましくないもの又は防火地域苦しくは準防火地域にある木造建築物で延焼のおそれがあるもの	業等の全てが整備済みの場合は「点、少なくと 全てが建設に着手済みの場合は「点、少なくと 全てが建設に着手済みの場合は4点 ・地方公共団体の施設と会築整備(同一又は隣 接する敷地に増築により一体的に整備する場合 を含む。以下同じ。)をするもので、その合築整備 が確実な場合は、4点 ・地域防災へ貢献する取組が確実に行われる場 合は、4点
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来 しているもの又は公衆に不便を及 ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境 上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等 で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良 等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良 等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良 等で維持管理上好ましくないもの	
防災機能に係る施設の不備	災害時における必要機 能に係る施設の不備	施設が不備、かつ運用による代替 ができないため、業務の遂行が著し く困難なもの又は人命の安全確保 が困難なもの						施設が不備、かつ運用による代替が十分できないため、業務上好ましくないもの又は人命の安全上好ましくないもの	改修により対応できる場合は、主要素としない。
施設の不備	必要施設の不備 (災害時における必要機 能に係る施設の不備を 除く)	施設が不備のため業務の遂行が著 しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が 困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に 支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましく ないもの又は来庁者の利用上著 しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が可能な場合は、主要素と しない。
	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低い もの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	主要素としない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が 必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適 用する。ただし、機構統廃合による場合は、主要 素としない。

備考

- 1 「現存率」とは、官庁建物実態調査の結果による。官庁建物実態調査を行っていない施設については、実情を踏まえて評点を付す。
 2 「面積率」とは、「現有延べ面積ノ必要延べ面積月により算出する。
 ここで、現有延べ面積及び必要延べ面積は、執務面積、会議室等の附属面積、設備関係面積、交通部分面積及び各官署の固有業務に関係した諸室面積を含み、車庫、渡り廊下等を除く面積とする。
 必要延べ面積は、積み上げにより算出する。

新規施設の場合

●新規施設の場合	î								
計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が 必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応 した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの		当該行政需要への対応を至急すべきもの		当該行政需要への対応の必要性 は認められるが急がなくてよいも の			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合は、業務の遂 行が著しく困難なもの		整備を行わない場合は、業務の 遂行が困難なもの		整備を行わない場合は、業務の 遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合は、業務上 好ましくないもの	

事業計画の合理性に関する評価指標

事業計画の合理性は、当該事業を次の表に定めるところによって評価し、評点を算定する。

評点	評 価						
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。						
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 (実現可能な代替案が存在しない場合を含む。)						
	・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。						
0点	上記のいずれにも当てはまらない。						

【評価理由】

本事業は、羽田航空基地・羽田特殊救難基地の既存庁舎敷地地域の冠水対策のための嵩上工事に伴い庁舎等を移転整備するものであるが、同航空基地等周辺で必要な性能を有し、且つ、格納庫が隣接し、24時間体制で海難救助に対応できるような民間施設等が存在せず、他の案では事業案と同等の性能を確保できない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標 1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	<u>目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍し</u> 項目	ルに数値を事業の効果の計点 1.1	<u>とする。</u> 1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	国として用地を保有できている。	用地を取得等できる具体的な見込みがある。又は必要な期間の用地の借用が担保されているか、その具体的な見込みがある。				用地の取得・借用の見込み が立たない。
	災害防止•環境保全	自然的条件からみて災害 防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害 防止・環境保全上の支障は 全て技術的に解消できる見 込みである。		自然的条件からみて災害 防止・環境保全上の支障が あり、その支障を技術的に 全て解消することはでき ず、軽微な支障が残る見込 みである。		自然的条件からみて災害 防止、環境保全上の支障 があり、その支障を技術的 に全て解消することはでき ず、重大な支障が残る見込 みである。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好で ある。	施設へのアクセスに支障が 無いか、又はその支障は全 て解消する見込みである。	施設へのアクセスに支障があり、その支障が全て解消されず、軽微な支障が残る 見込みである。			施設へのアクセスに支障があり、その支障が解消されず、重大な支障が残る見込みである。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利 用に関する計画と整合して いる。	都市計画その他の土地利 用に関する計画と整合して いないが、建設までに整合 する具体的な見込みがあ る。			都市計画その他の土地利 用に関する計画と整合して おらず、かつ、建設までに 整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体の有効利用や敷 地への安全・円滑な出入り が実現しやすい敷地形状・ 接道の状況である。又は建 設までにそういう状況にな る見込みである。		現するには、技術的に工夫を要する敷地形状・接道の	要する敷地形状・接道の状 況であり、かつ、建設まで	敷地全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りを実現するのは困難な敷地形状・接道の状況であり、かつ、建設までにその状況が改善される見込みがない。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な 規模となっている。		業務内容等に対し、やや不 適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく 不適切な規模となってい る。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内 容に応じ、適切な規模と なっている。	建築物の規模及び業務内 容に対し、やや不適切な規 模となっている。(駐車場の 不足などが見込まれる。)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見 込みである。		執務に必要な空間又は機 能が適切に確保されない 可能性がある。		執務に必要な空間又は機能が確保されない見込みである。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標 下記の各分類ごとに評価を行う。

I inV in J in V in V						
分類	分類 評価項目 標語		取組状況	評価指標		
社会性	地域性	А	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。(又はその計画である。)	<施策※1>地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シ ビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、 敷地の一体利用など)/既存建造物(歴史的建築物)の有効利用/	
		В	充実した取組が計画されている。	右の施策が1つ取り組まれている。(又はその計画である。)	跡地の有効活用(景観形成、文化財保護、地方公共団体による活用など)/地域性のある材料の採用/地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など)	
		С	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。		
環境保全性	環境保全性	А	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した取組が計画されている。	右の施策が4つ以上取り組まれる計画である。	<施策※1>特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、照明制御、アモル ファス変圧器など)/蓄電池/緑化のための特別な対策(屋上緑化な ど)/自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力	
		В	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれ る計画である。	発電など)/水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など)/外断熱/高性能ガラス	
		С	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な取組が計画されている。	省エネ型器具などの導入が計画 器、高効率熱源、VAV、VWV、Î	・ されている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機 節水設備など)	
	木材利用促進	А	特に充実した取組が計画されている。	右の施策が2つ以上取り組まれ る計画である。	<施策※3>木造化/内装等の木質化/木質バイオマスを燃料とす	
		В	 充実した取組が計画されている。 	右の施策が1つ取り組まれる計画である。	る機器の設置	
		С	一般的な取組が計画されている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。		
機能性	ユニバーサルデザイン	А	特に充実した取組が計画されている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインに配慮※4する計画る。		
		В	充実した取組が計画されている。	建築物移動等円滑化誘導基準を	- 満たす計画である。	
		С	一般的な取組が計画されている。	建築物移動等円滑化基準を満たす計画である。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設でる。		
	防災性	А	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれ る計画である。	<施策※1>火災への特別な対策(ガス消火など)/浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など)/強風への特別な対策(ビル風対策など) /落雷への特別な対策(高度な雷保護など)/構造体に係る業務継	
				官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれる計画である。	続のための特別な対策(免震又は制振構造)/ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)
		С	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている		

- ※1評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。 ※2「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月22日付け国営環第14号)のうち2.3(2)による。 ※3「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。 ※4「建築設計基準」(平成26年3月31日付け国営整第245号)のうち2.2.3(2)、2.7.2(2)(3)、2.8.4(2)による。